

開会（8：58）

- 松島和久委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。
それでは、議案の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は、全部で8件であります。
審査順序は、御手元に配付の審査順序表のとおり、防災部、市立総合病院、行政経営部、総務部の順で審査したいと思いますのですが、これに御異議はありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 松島和久委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順位表のとおり審査することにいたします。
最初に、防災部所管の議案の審査を行います。
初めに、議第30号「焼津市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
議案書のほうは19ページ、参考資料は36ページになります。よろしいでしょうか。議案書19ページですね。
それでは、議第30号に対する質疑に入ります。
質疑・意見がある委員は御発言をお願いいたします。
- 深田ゆり子委員 団員の報酬を年額3万円から3万6,500円に引き上げるということですが、この6,500円分が引上げる根拠という、金額の根拠はどこにあるのか教えてください。
それから、別表の出動報酬というのは、今まではどういうふうになっていたんでしょうか。
以上です。
- 石川雅章地域防災課長 それでは、深田委員にお答えいたします。
まず、報酬でございます。3万円から3万6,500円という形の改定でございます。これにつきましては、実際には消防庁から全国統一した基準報酬額を策定するために、消防庁で処遇改善するための検討会が開催されて、そこで定められた数字と伺っておりますので、そちらのほうに準じて改正のほうをお願いするものでございます。
あと、出動報酬の関係でございますが、これにつきましては、今までは報酬ではなくて手当という形で、費用弁償という形で実際に出勤いただいた回数とか時間とかを鑑みながら出勤、実際には実績に基づいて手当のほうを支給しておりました。
以上です。
- 深田ゆり子委員 分かりました。今回保育士の処遇改善とかあったんですよね。その根拠というのが、平均の30万円掛ける3%ということで9,000円という、そういう金額が示されていますけれども、今回のこの消防団の報酬については処遇改善の統一した基準ということですが、その金額の、そういう金額的に幾らを何%分上げたよとか、そういう具体的なのはありますか。
それから。
- 松島和久委員長 1つずつね。

○石川雅章地域防災課長 年報酬については細かい根拠というものは示されていないんですけども、そもそも3万6,500円という数字につきましては、今現在も普通交付税の数値としては3万6,500円が措置されております。その3万6,500円、恐らくその交付税制度としてはモデル的な都市を、データのほうを集めてそこの実態に合ったような形でその数字は積算されているのではないかと思います、実際のその検討会の中での年報酬のことはまだ示されていないと思いますので、うちのほうではそこまでは確認はしておりません。

○深田ゆり子委員 何かしら金額を6,500円と決めてあるものですから、その根拠となるものはどこかに示されているはずだと思いますので、また調べていただければと思います。

いいですか、続けて。

○松島和久委員長 どうぞ。

○深田ゆり子委員 出動報酬額の、以前は手当ということで費用弁償として支払われたということですが、実際には今回、この8,000円と3,000円に改めて、出動報酬額として日額、決めることによって、実際は受け取る額が増えるのか増えないのかというのはどうなんでしょうか。

○石川雅章地域防災課長 出動報酬につきましては、こちらについては今までよりは増えていると。実際は、細かく言いますと8,000円の根拠は1日単位という形で、今までは1回幾らという形だったんですけども、でも、実際にはよほどの大きい災害がなければ、通常は火災とかの出動がほとんどなものですから、その火災とかの感じだと、時間的には4時間超えるようなことはそんなにはないとは思うんですけども、そういった形の中で考えますと、例えば朝1回出て、夕方、またほかの事例で出動があったとかという形になるとそれぞれ1回ごとにカウントしているものですから、最大で1日7,000円ぐらいとかという形で考えますと1,000円は増えると。4時間未満でも4,000円ですので、実際は出動回数に応じてなものですから、1回当たりに考えると実際の報酬額は増えるような形になっております。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。じゃ、これまで1回3,500円で、今回日額8,000円ということで、4時間未満は4,000円ということになりますが、1日に3回出るということは今までありましたか。ないですね。

○石川雅章地域防災課長 厳密に言うと、実際に台風であるとかの警戒をお願いするといったときには増えるような形もあるかもしれないです。ただ、短時間で朝1回行ってもらって、まだ警報のほう解除されていないものですからもう一回夕方、また状況が変わったときもそうですし、山間部とかにもう一回パトロールのほうをお願いしますとか、そういった形だと年、1日の中に複数回というのは当然出ていると。そのときに万が一そこに火災とかほかのものが案件が出たという形になると、可能性としてはあるんじゃないかなと思いますけれども、今、事例的にはそんなにはないとは思いますが。

○深田ゆり子委員 確認です。そうしますと、そういう台風とかのときは、日額8,000円で夜中の零時を過ぎて、次の日にまたぐ場合はプラス8,000円ということで、そういうことでよろしいですか。

○石川雅章地域防災課長 深田委員のおっしゃったとおりで、日にちが変わればという形です。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解。

○松島和久委員長 報酬に関しての部分で、ほかに。

○石原孝之委員 今年の4月1日から、今まで分団にボンって渡したものを個別でということ、結構大きな変革かなというところで伺っております。これによって、事務作業の負荷ですよね。そこに関してちょっと懸念もあつたりするんですけど、いかがでしょうか。

○石川雅章地域防災課長 石原委員にお答えします。

今までは手当の関係ですので、実際にはまとまって委託をいただいて、こちらのほうに委任されて分団のほうに支払いという形になっているものですから、多くて18と女性消防隊に支払いという形で限られているんですけど、今回はもう報酬という形に変更になりますので、基本個人報酬、個人的に個人への支給という形になりますので、実際、その基本ラインについては400人以上の方への支給という形になるものですから、事務は非常に煩雑される形になります。

実際にそのところで、その報酬の支払いの仕方につきましては、そういった意味も含めまして、支払いの仕方を今までは手当は四半期ごとをお願いしていたんですけども、それを半年ごとという形をお願いするような形で条例のほうにもうたっております。以上です。

○石原孝之委員 最初のことなので、いろいろまた不具合とか何かあるかなというところの懸念もあるんですけど、今までボンっというところを2期に、半期に分けてやるということだとか、これからも、僕も団員になったから分かるので、やっぱり今ちょうど変革のあれだよという話は先輩から聞いて、ああ、そうなんだと思いながら、ちょっとまた自分のところに入りながら、時期とかいろんなことも、自分も団員として感じたような部分、大変ですけどね。

ただ、事務員さんは増やすとか何かあるんですか。この事務作業の振り込みのこういったのって物すごくかかると思うんですけど、そこはないですか。スタッフというか、増員というか、特にはないですか。

○石川雅章地域防災課長 今の件ですけれども、非常に厳しい状況ではありますが、今、正規職員2名と、今年度は会計年度職員2名体制という形で合計4名で行って行っていました。来年、実は今まで志太区域の担当で当番になっていたものですから、そういった事務も多かつたんですけども、来年それが島田のほうに変更になるものですから、人数のほう、会計の職員のほうが減る予定ではあったんですけども、一応は地域防災課全体としてですけれども、もう一名の予算という形で確保のほうはお願いしておりますので、そういった中でカバーして、また状況によって来年対応について考えたいと思います。

以上です。

○松島和久委員長 ほかに意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第30号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第30号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、続いて議第31号「焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は次のページ、20ページ、参考資料は38ページです。よろしいですか。議案書は20ページ、参考資料は38ページです。

それでは、議第31号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言を願います。

○岡田光正委員 確認ですけど、要は担保の問題だよね。今までは障害年金とかでできたんだけど、それ、できないことになったという、あれでもってそれが消えただけと、こういうことだよな。

以上。

○石川雅章地域防災課長 岡田委員にお答えいたします。

今のお話のとおりで、実際には大きい年金改革という形で、担保設定が廃止という形になりまして、以下、共済年金から災害補償、全て同じような形で動いたという形でございます。

以上です。

○岡田光正委員 それだけで大丈夫です。確認でしたから。

○松島和久委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第31号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第31号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、防災部所管の議案の審査は終わりました。当局の皆様、御苦勞様でした。

ここで当局に入替えがありますので、しばらくお待ちください。

病院事務部の皆さん、御苦勞さまで。

次に、焼津市立総合病院所管の議案の審査を行います。

初めに、議第11号「令和4年度焼津市病院事業会計予算案」を議題いたします。

別冊の議案書と説明資料の214ページです。別紙の議案書の予算に関する説明資料は214ページ、概要説明214ページです。いいですか。

それでは、議第11号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員の御発言願います。

○内田修司委員 2点ほどありますが、1点ずつ行きます。

○松島和久委員長 お願いします。

○内田修司委員 どういうふうで収入になるのか、ちょっと分からないんですけど、前回、先議で補正予算の際に病院関係で新型コロナウイルス感染症の空室補償で収入という形であったかなと思うんですけど、それについては、今回の予算には入れていない。想定していないということよろしいという判断ですか。

○鈴木大紀事務部次長 おっしゃるとおりで、まだ来年の内示も出ていませんので、それは計算に今入れてございません。補助金の科目はありますけど、これはルーチンの医療のことだけでございます。

○内田修司委員 今の件は分かりました。

もう一点、例年のことなんでしょうけど、固定資産の関係で、ページでいうと39と40ですかね。固定資産の購入費で、医療機器の購入費1億5,000万円、あと電算機器の購入費1,762万円ですね。これの39、40。基本的支出のうちの固定資産購入費です。これの医療機器購入費と電算機器購入費が上がっていますが、主なもので結構ですので、想定している機器類を教えてください。

○河合達也用度施設課長 医療機器の購入でございますけれども、固定資産のうち医療機器購入費につきまして御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、来年度の予算額が1億5,000万円になっておりますが、そのうち、具体的な数量、品目が決まっているものは7,500万円程度となっております。具体的には、今、手書きで持ってきたものがございませんが、基本的に、各科のほうから申請が上がってきまして、それを部長クラスが査定しまして、経営会議と、あと、医療機器購入選定委員会のほうで選定をして、26品目で7,500万円、決定しております。具体的なものは今資料のほうが出てこないものですから、後日提示させていただくことでよろしいでしょうか。

○森下政安喜医事課長 まず、固定資産のうちの電算機器の購入費でございますけれども、主なものとしましては、入院患者さんの関係の問診システムでございますけれども、そちらの関係と、あと、整形外科のほうの3次元術前計画ソフトというのがございまして、説明は難しいんですけども、そういったものを含めまして、あと、電子カルテの関係のパソコン等も含めまして、全部で12品目で1,760万5,000円ということで今回計上させていただきます。お願いいたします。

○内田修司委員 了解です。

○松島和久委員長 皆さんに申し上げます。

マスクをしているものですから、声が聞き取りにくくなりますので、大きめの声で、聞き漏らしちゃうと、大事な審査ですからね。その辺、お願いしたいと思います。

○森下政安喜医事課長 問診システムで、入院患者さんのシステム、問診の関係になりますけれども。あと、整形外科の3次元術前計画ソフトというものなんです。

- 松島和久委員長 3次元。
- 森下政安喜医事課長 3次元です。
- 河合達也用度施設課長 先ほどの医療機器の関係で追加で、先ほど、資料を持ち合わせていないという話をさせていただきましたけれども、令和4年度につきましては2,000万円以上の高額なものは購入予定がないんですが、2,000万円以下で一番高額なものとしましては、周産期医療の充実ということで、婦人科用の腹腔鏡手術の器具の導入を予定しております。これが一番高額なものでございまして1,950万円となっております。主なものとしましては、それが一番高額なものとなります。
- 内田修司委員 分かりました。
- 松島和久委員長 そのほか、ございますでしょうか。
- 岡田光正委員 最終的にはいろいろあるんですけども、2点、市との土地交換差金による損失、あと、逆に土地交換差金、それぞれ、どこの土地をどれだけどういうふうになって、資産計上上、どうなったのか。ここはよく分からないんもんで。あちこち探しまくったけど、ない。だものですから、少し細かく教えてもらえますか。
- 松島和久委員長 岡田委員、すみません。今、こっちのこれを見ながらで、ページが。
- 岡田光正委員 病院事業会計の説明資料214ページ、215ページを見てもらえば、ここに書いてあるのでね。
- 松島和久委員長 それで今回、皆さん、質疑する前に何ページですというのを言ってからお願いします。
- 岡田光正委員 分かりました。一応基本的にそのこの部分の説明、この説明が、いわゆる資本的収入及び支出の中に土地交換差金1,608万5,000円という形で出ていて、それで決算書上、特別損失で5,919万2,000円、こういう記載がございましてけれども、これについて、市と交換した場合に、じゃ、市のほうの、どっちに出てくるのか、こういう問題もあるものですから、どこの土地をどういうふうになって、幾らでどうなったのか、そこまで説明をできればお願いしたいところですけども、内容について教えてください。
- 鈴木大紀事務部次長 岡田委員の御質疑にお答えいたします。
- 単純に、2筆、3筆ぐらいですとお話ができるんですけども、今度道路も造っている分、中に北南で通る道も病院の土地になりますし、合計30筆以上ございまして、書類ではお話できるんですが、あと、図面の関係、かなり細かい筆数になりまして、土地交換差金、なぜこういう損失が出るかと申しますと、実は三ヶ名からこちらへ、昭和58年、来たときも交換で来たんですけども、そこから今日に至るまで、病院の土地を、民間から借り増しをして駐車場を増やしたりしてきたんですね。そちらの購入が、平均単価で4万4,000円ぐらいなんです。
- 今回、市との交換で、土木管理課のほうで、過去からの規則に沿ってしますと、その評価が平米当たり2万1,900円なんです。そうしますと、いろいろな部分、病院から市へ渡す分と市から渡す分の筆数で交換はあるんですが、帳面上は5,900万円の資産、簿価で載っていますので、そうしますと帳面上、その資産を減らすものですから、減らします、5,900万円。それはキャッシュアウトではないんですけども、逆に、今度、市のほうから来る分、それは市のほうから1,650万円もらうんです。
- 岡田光正委員 それが出てくる。

○鈴木大紀事務部次長 ですから、帳面上は5,900万円マイナスですけれども、キャッシュは、勘定は1,650万円、病院が今回、お金をそのままもらうという形になります。

○岡田光正委員 これが企業会計とこっちの会計とのギャップで出てくることだろうと思うんだけど。だから、基本的にどうなんだろう。本当だったら、どうせ同じ市と思うじゃんね。実際のところ、キャッシュフローには、非常に、逆にいいことになっちゃっておるもんで、いいにはいいんだけど。

あと、もう一点は、先ほど、予算立ての問題で、もう一つが医療機器購入費、これが1億5,000万円上がっていると。先ほど言っていたんだけど。

先ほどの40ページのね。上がっているんだけど。基本的に7,500万円しかありませんよというような回答が来ましたよね。予算立てに当たって、ほかのものもそうなんだけれども、この1億5,000万円の根拠を、きちっとしたもので予算立てしているのかどうか。全体をばーって見させてもらって、一企業の決算書、予算書として見させてもらおうと、どうもバランスが合わないようなところが我々の感覚で出てくるものですから、その辺の細かい点、どういう形で予算立てしているのか、根本的なことなんだけれども、えいやというところがあるのか、それとも、こうこうこれで、これはこうなってるから1億5,000万円なんですよという説明がつくのか、その辺、一度教えてください。

○河合達也用度施設課長 まず、御質疑にありました医療機器に関しまして、予算のつくり方といいますか、そちらのほうを先に説明させていただきます。

医療機器購入費につきましては、これまで大体年間で、年予算としましては2億円をめぐりに予算編成をさせていただきました。ただ、近年、経営事情が悪化しているということもありまして、今年度、令和3年度の当初予算につきましては1億500万円にしております。経営事情を考慮して1億500万円にしておりますが。

それで、来年度、令和4年度の当初予算を編成するに当たりまして、まず、経営会議、病院の中の経営層の会議なんですけど、管理者を含めた会議なんですけど、そこで、予算の医療機器の購入予算枠というものを、それは大体6月から7月ぐらいに決定しております。その中で1億5,000万円というふうに決定したわけなんですけど、こちらにつきましては、近年、令和3年度につきましては減額をしているんですけど、例年並みぐらいまでに上げたいところだったんですけど、1億5,000万円としております。

というのが、1億5,000万のうち、すみません、実際に先ほど7,500万円と言いましたけれども、購入を決定しているものが7,500万円という話をしましたけれども、予算の内訳としましては、購入予定を実際に前年度中に決めましょうというのが1億500万円で、それ以外の予定外、壊れたときの予備費として4,500万円というふうにとっております。前段の1億500万円というのが、例年2億円だものですから、例年の半分程度にしましょうということで1億500万円にしているんですけど、医療従事者のモチベーションとか、全体的な厳密な投資計画はないんですけど、主に医療現場のモチベーションを考慮しまして例年の半分程度ということで引上げさせていただいています。医療機器につきましては、そういう形で予算編成をさせていただきました。

○岡田光正委員 だから、そういったところをきちっとこの中に読み込めるようにしておいていただきたいんです。当然、通常の公的な予算立てと違って、企業会計というのはいろんな形で流動的なものというのはあるわけだから、その辺は別なものじゃないんだ

けれども、予算立てから使い方、こういったものについての単純に今までやってきた公的な通常の予算、一般予算と違った使い方。使い方は一緒なのかもしれないけど、予算立ての仕方だとかということを考えていかなきゃいけないのかなと思っている次第です。

特に、今回、最初から赤字という頭で発言されましたよね、説明のときね。そうじゃなくて、我々、これだけやってきて、今年是这样いふうになるんだと、そして、これから病院を建て替えなきゃならん。こういったものを考えた場合に、どのような仕組みでやっていったのか、その辺の経営のほうの話がないと。もし、銀行が金を貸す立場から物を考えると、何をやっているんだというような、こういう公的なものでなければ、債権がなければ、正直言って倒産寸前の病院ですね。そんな感じになっちゃいます。ですから、ぜひ、そのところを十分に意識していただいて、特に今年予算というのは、将来の病院を立て替えるための1つのステップになるものですから、十分に意識をしていただいて運用していただきたいというふうに僕からお願いをしておきます。

○松島和久委員長 ほかにありますか。

○石原孝之委員 予算書の40ページ、真ん中の欄のコンサルティング業務委託料に関して、1,300万円ありますが、これはコンサルの選定基準だったり、コンサルティングといってもいろんなコンサルティングがありまして、法改正に強いあれだったり設備投資に、いろいろ、その方の守備範囲を聞きたいし、1年で大体毎月100万円ぐらいなのかなというので、お支払いしているあれが。そうすると、それが1社なのか、いろいろコンサルの概要と詳細、教えてください。

○村松敏充新病院建設課長 コンサルに関しましては、1社で今こちらのほうを予定しております。今年度も既にやっておるんですが、もともとプロポーザルで業者のほうは選定をさせていただいております。

業務内容としては、それこそ新病院の関係で経営改善が必要だということで、経営改善のための支援をしていただくということで、今年度は現状の把握ということで、今分析のほうを今年度まずということで業務のほうをやっております。来年度に関しましては、その分析に基づいて当院のほうの経営健全計画の策定と、実際に一緒に実行支援、コンサルでただ計画を立てるだけではなくて、実際にうちの病院に入って経営改善の計画を支援していただく、そういう形の契約のほうを来年度はしようということです。

それから、あと、ほかに業務としては、新病院の基本設計をやるときに、同じ業者さんにやっていただいていますので、規模とか機能の見直しを当然、今この新型コロナウイルス感染症に合わせてしていく必要がありますので、その辺の検討であったりとか、それから、あと、病院機能評価というものを当院でもやっているんですが、そちらのほうの機能評価の受審支援、それから、新病院に向けての財務計画の策定、その辺をそちらの業者のほうにやっていただくということで計画のほうをしております。

私からは以上になります。

○石原孝之委員 ありがとうございます。プロポーザルで選定したということだと、去年からそういった関わっていて、自分もそういった意見交換とか、何かいろいろありましたよね、昨年度から。なので見させていただいたりとかあるんですが、やっぱり経営改善のところで今確認したいんですが、先ほどの支出とか上がってきたものを経営会議でもんで、購入したりとかあるじゃないですか。やっぱり本当に必要なものと、この方

たちが来たことによる成果という部分が、毎月のズームミーティングだとか、どういう形で関わり方が、どこまで伴走して入り込むかというところで、すごく経営改善のお金をどれだけ、見立ても読めない中で残していったという安定経営、しかも、それが、先ほど岡田委員が言ったような、次のステージの礎になったりもするので、その辺も気になるところかなと思うんですけど、どのぐらいの伴走が、毎月とか、まだこれから決めていくかもしれないですが、すごく重要な、僕も福祉施設を運営していて分かるんですが、コンサルとのお付き合いがあるので、ある程度、どの辺までだというのは、教えてください。

- 鈴木大紀事務部次長 先ほど新病院建設課長も申しましたように、一部ダブる部分がありますけれども、まずこの3月末までで、言葉は、表現は悪いんですけども、今のうちの病院の状況とか関係医療の業務の運営を丸裸にさせていただいて、そこから課題を今、抽出し、その成果品をいただいて、それでいろんなワーキンググループをつくって、ほかの病院、公立病院とのベンチマークを指標にして、このコンサルタントが公立病院の実績がかなり長年あるものですから、そこで、今は毎月二、三回で経営会議、経営改善検討委員会、あとワーキンググループと、3種類の実行支援、伴走支援、それを予定しております。

ただ、運用につきましては、4月1日以降、やはり企業活動で動きがありますので、都度、医療動向、受療動向ですとか、そういうものも見定めながら実践していきたいと今は考えております。

- 石原孝之委員 もう一つだけ。そういった中身で、すごくいいことをやっていて、議事録ですよ。そこは公表はしないですかね。やっぱり、その内容、しないかもしれないですけど、結構大事なところだったりするかなって今聞いていて思ったので、実際、どういった中を改善していった、どれだけの議事録が公表されるのかどうかというところがすごく興味があるというところも、僕も思います。大きなお金なので。質疑は終わりますけど。
- 寺田浩己事務部長 当然、会議等をやれば、議事録、会議録というのは作ります。その会議録について、開示できるかどうかというところになるわけなんですけど、当然、開示請求等があれば、それは対応するというような形になるかと思いますが、こちらから議事録、うちで病院の中でやっている会議、委員会の会議録等を全て表出ししているかという、そういうには今なっていないということになります。
- 岡田光正委員 1つ、僕、聞き忘れていた。医学生修学資金貸付金、今、中にあるわけですか。

支出としては、これは今年の。返済は、当然その前に収入の部としてあるんですけども。そろそろ一番最初の方、返済は要らないよという人たちが何人か出てきているんじゃないかなと思うんですけど。返済が要らない場合は、処理、これはどこに入っているのか分からなくなっちゃったので、教えてください。どこか書いてあったか。いわゆる償却。

- 鈴木 彰病院総務課長 岡田委員の御質疑にお答えします。

病院の予算書の36ページに、上から3段目、看護学生就学支援返還免除費、医師養成経費、医師は今回、免除になる方がおられませんだったので、別の経費を上げてありま

す。あと、薬学生のほうが、こちらがそれに当たります。

以上です。

○岡田光正委員 了解です。

それで、今年は医師はなかったと。看護学生は何人、それから薬学生は何人おりましたか。

○鈴木 彰病院総務課長 金額が3,365万円ということで、58人分に当たります。

以上でございます。

○岡田光正委員 58人。結構だね。薬学生は。

○鈴木 彰病院総務課長 薬学生は1人分でございます。

○深田ゆり子委員 26、27、28ページの給料のところなんですけど、管理者給から会計年度任用職員まで731人という説明があったと思いますが、それぞれ何人か教えていただきたいと思います。

それと、その少し下のほうに応援医師報酬というのが3億6,000万円余、報酬が計上されてますけど、これも、どこの科に何人、応援していただいているのかお聞きしたいと思います。

○鈴木 彰病院総務課長 予算書の14ページを御覧いただけますでしょうか。そこに職員数730人と載っております。管理者が1名入っておりませんので、730人になります。その右側に行っていただくと、そこが医師が89名、医療技術者127名、看護師等449名、一般行政職54名、技能労務職11名となっております。

○深田ゆり子委員 会計年度任用職員は。

○鈴木 彰病院総務課長 この730人には会計年度任用職員は入っておりませんので、こちら、正規の人数になっております。会計年度任用職員の人数ですけれども、臨床研修医が22名、あと、看護師、准看護師が46名。

医療技術員8名、事務員54名、看護補助者68名、その他の助手13名、その他の臨時18名、あと、院内保育所の保育士11名の合計の240名となっております。

あと、応援医師、何科が何人ということでございますけれども、非常に多岐にわたっておりまして、また資料で御提出いただきます。よろしくお願いします。

○深田ゆり子委員 分かりました。新年度予算の人数が今14ページの上の段のところでは730名が分かりました。会計年度は別に240名ということで分かりましたけれども、これが本年度ということで、令和3年度の数ですね、この人数は。それで、こっちは新年度の予算で上程していると思うんですけど、新年度の数、現在の数で見ると、11ページの令和4年1月1日現在だと736人になっているんですよ。なので、医師数が89名で、医療技術員が122名で、こっちは11ページの上段のほうですね。看護師等が460名で一般行政職が54名で技能職、労務職、ここは人数は変わっていないんですけども。特に看護師等が449よりも、現在460名ということで人数が増えておりますので、令和4年1月1日現在。だから、新年度の今説明いただいた人数だと、現在よりも少なくなるということになるのではないのでしょうか。

一般行政職と技能労務職は54人と11人で同じですけども、医療技術員が、看護師等が449っておっしゃいませんでしたか。だけど、令和4年1月1日現在ですと460人、今現在いらっしゃる。医療技術員、看護師、医療技術員が127か。こっちは127で、看護師

が449。その辺の人数の違いが分からないもんで。

- 鈴木 彰病院総務課長 実は11ページのほうの人数ですけども、こちらは1月1日現在の職員数となっております。それで14ページのほうの職員数は、予算編成時に、令和4年度の人数を想定して、こちらの人数を上げさせていただいております。昇給者人数ということですので、こちらには条例上で定数に含まなくていい育休者が除かれている人数になっておりますので、その辺が数字の考え方が違うところがございます。
- 深田ゆり子委員 14ページは、本年度って書いてある。本年度と前年度って書いてあるから、令和3年度と令和2年度の比較じゃないのかな。
- 岡田光正委員 令和4年度だな。
- 深田ゆり子委員 だから、令和4年度を想定してというのは、違うんじゃないかな。だから、それは違うでしょう。
- 寺尾貴裕職員担当主幹 深田委員の御指摘ですけども、級別の部分については、1月1日の昇給する方、今実際にいる方の人数なんですね。先ほどの730人というのは、令和4年度を予算編成する上で、当然、退職と採用される方がいらっやって、そこで、要は想定をした人数になりますので。その730人の中に、実際は育休とか休職者の方で令和4年度に全く給与が出ない方っていらっやるんですけども、それを除いた人数が730人という形で、給与計算で一人一人積算をしていく中で、そのような形で730人という数字を、人数を見込んでいます。
- 深田ゆり子委員 そうしますと、14ページの本年度というのは令和3年度ですよ。令和4年度ですか。
- 寺尾貴裕職員担当主幹 令和4年度です。
- 深田ゆり子委員 令和4年度でいいんですか。新年度だね。分かりました。

それで、医師数が、前年度よりも、令和3年度よりも2人減っていますよね。医療職の医師数が、14ページの本年度と前年度を見ると。この2人が育休に関係するのかどうかというのと。それで1つ、小児科の先生がカウンセリングをやっておられるんですけど、すごく評判がよくて、保護者の皆さんからすごくお願いしたいということを聞いているんですが、今、中止になっているって。そのカウンセリングが今中止していますということで、受けられない、予約も取れない状況なんですけど、それと育休と原因と関係してるのか、どういう状況なのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。いつ頃復帰できるのかとか、そのカウンセリングが。
- 鈴木 彰病院総務課長 小児科の医師が減っているというか、お休みしていてということではないかと思います。
- 深田ゆり子委員 ないね。
- 鈴木 彰病院総務課長 今中止している理由が、この場では分かりませんが、その医師が減ったという理由でやめているわけではないかと思います。カウンセリングというのは、何か心理的なもののやり取り、お子様のことですね。
- 深田ゆり子委員 お子さんのね。
- 鈴木 彰病院総務課長 そちらは、今ここでは事情は分からないんですけども。
- 深田ゆり子委員 そちらも、また調べていただきたいと思います。
- 鈴木 彰病院総務課長 分かりました。

- 深田ゆり子委員 今回の、去年よりも2名減っている医師というのは、どの科の医師だとか、分かりますか。
- 鈴木 彰病院総務課長 増えているんですよ。
- 岡田光正委員 増えているよ。2名増えている。
- 池谷和正委員 増えている。
- 深田ゆり子委員 14ページは増えてる。逆に、どこの科が増えているのか教えていただきたい。
- 鈴木 彰病院総務課長 なかなか医師というのが、1年間のうちに医局の人事で、1年中、異動がありまして、例えば産婦人科なんか7人いるんですけども、一時的に6人になったり、小児科も6人おりますけれども、一時的に5人になったり6人になったりということが各科でいろいろありますので、一概に、じゃ、どこが増えてどこが減ったというところが、ちょっと難しいところではございます。
- 深田ゆり子委員 じゃ、14ページの本年度と前年度を比較したときに、医師は2人増えていますが、医療技術員は3名減っているものですから、これは育休ということによるのでしょうか。
- 鈴木 彰病院総務課長 増えています。
- 深田ゆり子委員 増えている。こっちも看護師も増えている、25人。
一般行政職と技能労務職が、一般行政職が11人減って、技能労務職が1人減っているということですね。この理由は分かりますか。だから、看護師さんと医療技術員が、どこが増えて、それで、一般行政職と技能労務は、どこが減ったというのは分かりますか。
- 内藤 章診療技術部長 医療技術員に関してお話をさせて、3名増えているのは、薬剤師が3名、今年の4月に入ってくる予定となっております。
- 以上です。
- 深田ゆり子委員 医療技術員が3名。そのほかは、1月1日現在、460人ですか。
- 松島和久委員長 詳細が分かる範囲で結構ですけども、分からなければ、また。
- 鈴木 彰病院総務課長 申し訳ございません。看護師が増えている理由は、今年度、退職、年度途中で看護師というのは大勢辞められていく状況ですけども、今年度は比較的、看護師さんが辞められる人数が少なかったという影響があるかと思えます。来年また採用される人数が多く、30人ぐらいかな、採用してきますので、その分、看護師が増えてまいります。ただ、看護師というのは、なかなか1年間で多くの方が結婚とか子育てとかの理由で辞められていきますので、なかなか増えたり減ったりという状況がございます。
- あと、技能労務職につきましては、調理員さんが1名減っているような状況でございます。あと事務職、一般行政職に関しては変更がないかとは思っていますので、この65人というところ、また精査させていただきたいと思っておりますので、申し訳ございません。
- 深田ゆり子委員 今の一般行政職の減らす11人というのが、私は、病院建設に関係するとか経営に関係して事務職を減らすのかなというのを心配するものですから、その辺のところはぜひ、内容をまた教えていただければと思います。後日で結構です。
- それで、もう一つ、いいですか。重度心身障害者のデイサービスは、2年前からですか、やっておられる、実施できるようになったと思うんですが、その状況と、どこの科

に確保されているのかとか、ベッド数はちゃんと確保しているのかとか体制はどうなっているか、状況をお聞きしたいと思います。

○鈴木大紀事務部次長 今深田委員がおっしゃったレスパイト事業でございますが、要綱もつくりまして、1日1名ということでもう既に準備はできているんですが、新型コロナウイルス感染症の関係で、実際のところは今、受入れをしてございません。また、運用開始の時期は、今の新型コロナウイルス感染症の関係、あるいは再興感染症、ほかのもろもろを勘案しながら決めていきたいと思います。

○深田ゆり子委員 分かりました。なかなか新型コロナウイルス感染症の関係で先に進まないという、大変な状況だと思います。

その新型コロナウイルス感染症の関係で、前に9床、ベッド数を確保しているというんですけど、新年度も同じ状況で確保してやっていることですか。

○鈴木大紀事務部次長 確保病床を、保健所、県からの要請、増床を求められてございます。そういうことで、当初は9床が11床に増やして、3月16日からは14床に増やします。それで、やはり空床の関係、補助金も、今の予定ですと43床分頂けるということで、今そういう計画になっております。

○松島和久委員長 皆さん、今、新型コロナウイルス感染症の時期なものですから、そういうことを抱えながら、いろいろ聞きたいこともあると思いますけれども、予算関係で絞り込んで聞きたいと思いますので、お願いします。

○深田ゆり子委員 予算で、今、14床で空床分43床もらえるというふうなことで、その予算はこの中のどこに当てはまりますか。

○鈴木大紀事務部次長 その空床補償分は、さきにお答えいたしました、予算計上はしてございません。

○深田ゆり子委員 していないんですね。

○鈴木大紀事務部次長 ただ、見立ては、1日、今の制度ですと7万1,000円掛けることの43掛けることの365日と。そうしますと11億円強になると思います。

○松島和久委員長 ほかにございますでしょうか。

○池谷和正委員 細かいところは今、ほかの委員さんたちから説明をいただきまして、了解しました。自分からは2点、39、40ページの、毎回、予算のときにはお聞きをしているんですけど、今、深田委員とかぶるところはあるんですけど、医学生、看護学生、薬学生の貸付けのところ、お金を出して、物だったら、すぐ予算立てすればそろうものと、育てて先を見てというときに、毎年ここが気になっているところなんですけど、順調に10年、20年先を見据えて人が育っているか、確保できるかというのは、なかなか難しいかもしれないんですけど、今の段階で病院として予算を立てている以上は、人はちゃんと育てているよというところをまず確認しておきたいというところと。

もう一つが今言っている新型コロナウイルス感染症の関係で、3年もたってきた今の状況で、これからまた、その事態というのは起こることもあるだろうということで、大きく想定した中で、予算の中に細かい備品も含めて、いざというときの対応というか、そのときそのときで緊急を要することもあるかもしれませんが、3年目になると、ある程度予測した中でそういう物をそろえるというところの、大きな感覚で構わないので、大丈夫ですよと、準備は整ってますよというか、ある程度は、構える姿勢ができてます

よという、そういったところをお聞かせいただきたいと思います。

- 鈴木 彰病院総務課長 看護学生の修学資金の関係で、貸与を受けまして当院に来ていただいている看護学生が毎年20人前後おられます。その方たちは、例えば看護学校ですと3年間、貸与をいたしますと、当院のほうで3年間勤めていただければ返還を免除させていただきますところではあります。

毎年、その中で2名ほど、やはり看護師を続けられなくて辞められて、返還金を一括で返されるという方たちがおられるような状況で、あとは、看護部長、その辺が順調に育っているかどうかというところは、何か御意見はありますでしょうか。

- 山梨美鈴看護部長 当院の新人ですけれども、新人の離職率、日本看護協会の調べですけれども全国的には14%ぐらいありますけれども、当院の新人においては、2019年、2020年と5.9%、6.2%と低いというところではあります。1年で辞めるというところが非常に多い職種なものですから、ここが抑えられてるというところは、教育的にはよろしいかと思っております。

ただ、今部長がおっしゃったように、辞める方は増えているのも確かです。話を聞いていくと、もともと心が実は弱かったんですであるとか、あと、家庭の事情であるとか、そういうところがありますので、一概にその方たちがあるからよろしくないということにはならないかと私は思っています。

以上です。

- 池谷和正委員 すみませんね。いろいろ言いづらいところもあるかもしれないですけど、市民というか、病院を利用している皆さんからすると、自分もそうですけど、病気をしてみても初めてありがたみが分かるというか、ほとんどの方が、そこに行けばフルスペックで全部そろっているというイメージで病院を利用するものですから、そこで今、これはほかの県外の人からもよく聞かれるんですけど、若手の皆さんが、でも今お話があったように、心が折れちゃって若い人たちが辞めていくという状況を、おたくのまちの病院はどうですかという、そういう問いが最近特に増えているものですから、今ちょっと質疑させてもらったところがあるんですけど。

替えが利けば何のことはないって皆さん、言うんですけど、人はたくさんいるだろうという人もいますんですけど、やはり土地というか、人と接する仕事で一番大変なところを担う人というのは、すぐ育つわけじゃないものですから、そういうのを、また、物も大事なんですけど、人を育てていくというのは、治す以上に大事なところだものですから、今回のこの予算もそうですけど、今の説明を聞いて、令和4年度もしっかり病院のほうでも、人を育てるほうもしっかりやってみようということで、私たちもまた発言はしていけると思っていますので、今後も順調にそういった面では、人材確保というか、そういったところにもまた力を入れていただきたいと思います。

自分からは以上です。

- 松島和久委員長 新型コロナウイルス感染症に関する、大丈夫ですか。

- 河合達也用度施設課長 新型コロナウイルス感染症対応の関係でございますけれども、いざというときの対応ということなんですが、令和4年度予算のほうに委託料等につきましては、必要な額を計上させていただいております。例えば、昨年度、補正予算をしていただきました検査業務委託料につきましては、当初のほうに計上させていただいて

おりますし、あと、医療廃棄物の処理に関しましては、処理量が増加しているということで、廃棄物処理委託料のほうも増額をさせていただいております。

それから医療機器につきましては、令和2年度、それから令和3年度に既に交付金補助金を財源に既に必要なものを購入しているということですので、現在の受入れ態勢、先ほど新型コロナウイルス感染症病棟が14床になるというお話が出ましたけれども、この新型コロナウイルス感染症病床数の増床が、これ以上に拡大しない限り、医療機器につきましても、特に購入するという予定はございません。必要な医療機器のほうはそろっているという解釈でいます。

以上です。

○池谷和正委員 了解です。

○須崎 章副委員長 各委員から多くの質疑をいただきました。私から1点だけ御質疑させていただきます。

40ページの賃借料です。駐車場の賃借料と用地のほうの賃借料がありますけれども、それぞれの面積と価格を教えてくださいと思います。

○村松敏充新病院建設課長 こちらに関しましては、駐車場賃借料というのが、今現在イオンの駐車場のほうを借りておりまして、既に今週から220台ぐらい止めているんですが、来年度はさらにもう少し、数が350台分を1年分ということで計上しております。

それから、もう一つ、イオンの南側のほうに50台ほどの土地を借りておりまして、そちらのほうも12か月分ということで、すみません、面積はあれなんですけど、350台と50台、約400台分を借りております。そちらに関しましては、今週から現場着手のほうにも入りましたが、医師宿舎建設のために第3駐車場という外来用の駐車場と、それから今まで職員が置いていました西側の駐車場が大きくあるんですが、そこが使えなくなりますので、外来患者さんは病院の近くを使っただいて、職員が全部イオンのほうとか南部の土地区画整理の区域ですが、そちらのほうに車を置くということで対応のほうをしていくことになっております。

以上です。

○須崎 章副委員長 金額的には幾らと幾らなんでしょうね。

○村松敏充新病院建設課長 イオンのほうが1台2,200円計上になっておりまして、もう一つのほうの土地のほうは約50台で、単価が出ていませんが、50台で20万8,000円、それぞれ月の単価になりますけど、そういう形になっております。

以上です。

○須崎 章副委員長 月ね。

○村松敏充新病院建設課長 月です。

○須崎 章副委員長 医師住宅のほうも今年度は建設されるということで、代替の用地を確保しているということなんですけれども、その辺のところ、十分確保できているような状況なんですか。そこだけお聞きします。

○村松敏充新病院建設課長 医師宿舎建設のときには、十分に確保ができております。ただ、本体を建設するときには、さらにまた、現駐車場の部分を工事ヤードとして、なくなりますので、さらにプラス200台ほど、新たにまた別に確保する必要がありまして、なかなか周りにもないものですから、藤枝なんかもそうなんですけど、ちょっと離れたと

ころをバスでピストン、職員は朝晩、バスを動かしてというような運用しておりますので、当院においても、本体建築のときには少し離れたところにそういうものを確保して、朝晩バスをピストン移送して対応をするということで考えております。

以上です。

○須崎 章副委員長 承知しました。

○松島和久委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより、採決いたします。

議第11号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。

よって、議第11号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号「焼津市職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書の1ページ、参考資料の1ページです。よろしいでしょうか。

それでは、議第19号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 プラス95人を増やすということなんですけれども、その内訳は、もう少し詳しく教えていただけますか。

○鈴木 彰病院総務課長 前回、定数条例を改正させていただいたのが平成29年のときでした。このときに700人ということにさせていただきまして、そこから今回95人、増やさせていただきたいということで上げさせていただきました。その内訳といたしましては、医師で13人、看護師で49人、診療技術部で26人、あと、事務部といいますか相談員7名という内訳になっております。

以上でございます。

○松島和久委員長 薬剤師は入っていない。

○鈴木 彰病院総務課長 診療技術部という中に。

○深田ゆり子委員 先ほどの新年度の予算の人数と比べると大分増えているんですけれども、今後、新年度の中でも条例改正すれば、その分増やしていくということになっていくのでしょうか。今それぞれ、ドクターと看護師さんと診療技術員と相談員というお話だったんですけれども、特に事務のほうは、前年度から11人、減らしているものですか、それをまた7人増やすよということだものですか、その整合性をどういうふうにお考えになっておられるのか。もう少し内訳を聞かせてください。教えてください。

○鈴木 彰病院総務課長 先ほどの事務のほうは11人減らすというところが、申し訳ありません、今のところ、そのつもりがなかったもので、数字のほうは、また確認させていただきます。

それで今、具体的に、令和4年度、決まっている人数、増員が図られるところなんですけれども、医師については3名の増員が今のところ予定されております。2名は、県のほうから当院のほうに派遣していただいていた医師が、このたび当院のほうに常勤医師としてそのまま赴任していただけるということで、消化器内科の医師と腎臓内科の医師、こちらが増員となります。あと、形成外科のほう、昨年まで常勤が全くゼロの状況だったんですけれども、昨年4月に2人、赴任していただきまして、さらに1人、4月から3名が来ていただけると。

焼津、なかなか加工工場が多くて、指を切断されるような事故が比較的ほかの地域より多いと聞いておまして、その指をつなげる手術というのはかなり長時間に及ぶと、そういった意味で形成外科3人目の医師というのは、力強い存在になるのかなと思っております。

あと、診療技術部で言いますと、薬剤師が今3名、当院のほうで採用を出させていただいておりますので、その分が増えてくるかと思えます。

あと、看護師につきましては、いろいろ退職が来年度どのぐらい出るかというのが予測がつかないところではございますけれども、そういったところを考えながら採用を今しているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 看護師さんのほうなんですけど、退職する人もやっぱり新型コロナウイルス感染症対応への充実というか、そうしたことも人数の定数を増やすということにもつながるでしょうか。

○鈴木 彰病院総務課長 直接、じゃ、新型コロナウイルス感染症のために看護師をその分、新型コロナウイルス感染症の看護師の増員ということではないんですけれども、当然、病棟で看護師にかなりの負担がかかっております。それこそ、一度病棟内に入るときは防護着を着るんですけれども、防護着を着ている間というのはおイレも行けないですし飲物も飲めない、そういう苛酷な中で、夏なんかは大変な思いで勤務をしているような状況で、そういったところに看護師さんは充てなきゃならない。あるいは、やはり発熱した患者さんが外来とか病院のほうに、発熱したよといって来られる。そういったところにも防護着を着て看護師が対応に当たらなきゃいけない。そういった間接的なところで、新型コロナウイルス感染症に関しては、やはり看護師が必要になってくるというところがございます。

○松島和久委員長 ほかにございますか。

○内田修司委員 微妙でちょっと聞きづらいんですけど、現在の700人の定数、700人ですよ。先ほど来、ずっとお話が出ていた現在の職員数というのは700を超えているかなと思うんですけど、ここら辺というのは、定数条例と現在の人数というのはどうなるでしょうか。

○鈴木 彰病院総務課長 こちらに載せさせていただいてる数字というのが、いろんな数字がございまして、予算編成時に、来年度どのぐらいの人数が要るかという想定で、それが700を超えてしまえば、このようにこちらの改正の提案を上げさせていただく形になるんですけれども。今回令和4年度の採用の方たちが来てしまうと、やはりそれは超えてしまうので、今回このように改正案を上げさせていただいているところです。

あと、実際の人数は、700人を実は超えてしまっておりまして、それというのは、条例上でも定数分の人数から除外していい、育休とか、病気の休暇なんかで休まれてる方は定数から除外していいよということになっておりまして、病院のほうでは、そういう方たちを除いた中で今まで管理をさせていただいておりました。ただ、育休の方たち、いつ復帰するかも分からない状況で、やはり定数を超えてしまっはまづいものですから、今回考えを改めまして、今回95人、増やさせていただく中に、そういった育休者も全て含んでこれから管理していこうということで、その分の人数も含ませていただいというこで、95という大きな数字になってしまっているところがございます。

以上でございます。

○内田修司委員 了解です。

○松島和久委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより、採決をいたします。

議第19号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。

よって、議第19号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。当局の入替えがありますから、35分、再開いたします。

休憩(10:25~10:32)

○松島和久委員長 それでは、次に、行政経営部所管の議第22号「焼津市減債基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は4ページ、参考資料は5ページでございます。

それでは、議第22号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 病院事業債の償還のときに一般会計から公営企業へ繰り出すとき、繰出金の財源に充てることを認めるという、そういう条例を付け加えるということだと思ふんですけども、この場合に限度額というものはあるんでしょうか。それとも、繰り出すときの財源に基金は幾らでも使ってもいいよというふうになるのか、限度額があるかどうか、お聞きしたいと思ふます。

○増田恵子財政課長 深田委員にお答えいたします。

限度額についてということでございますけれども、総務省のほうの通知で、2分の1、償還元利金の2分の1は一般会計から繰り出しをしてくださいというような通知が出て

おりますので、それが、一般会計から公営企業会計へ、病院会計へ出す根拠となっております。ですので、その範囲になりますが、特に限度額というのは定めてはおりませんというところです。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○松島和久委員長 ほかに御意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第22号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第22号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、行政経営部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

次に、総務部所管の議案の審査を行います。

初めに、議第3号「令和4年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」を議題といたします。

予算書のほう、この厚いほう、予算書の17ページ、事項別明細書は223ページ、予算に対する説明資料、概要説明は188ページ、予算書17、事項別明細は223、概要説明188、よろしいですか。

それでは、議第3号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は発言を願います。

○岡田光正委員 歳出のほうの部分228ページ、土地開発基金積立金、こちらですけど、今現在、これを入れた段階で基金の積立金、幾らになりますか。

○油井光晴管財課長 お答えいたします。

今現在、4億6,019万円でございます。

以上です。

○岡田光正委員 この上の金額とぴったり合う。

○油井光晴管財課長 そうです。

○深田ゆり子委員 歳入のほうで226ページ、土地貸付収入で、たしか東小川の駐車場が云々というお話があったんですが、それが詳細をちょっとお聞きしたいと思います。

○油井光晴管財課長 回答します。

東小川1丁目の土地でございますけれども、県立水産高校と市立南小学校のちょうど東側、西側というんですか、そこに旗竿状の土地がございまして、主には1台貸しで駐車場で利用されているという土地になります。

○松島和久委員長 課長、ちょっと声が。大きくお願いします。

○油井光晴管財課長 すみません。水産高校と焼津南小のそばの土地になりまして、その西側になります。西側の土地で、駐車場として今年度は11人、11台分貸しているという形になります。借りている方は近隣の方、それから、学校の先生とかが借りていらっしゃるということです。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かります、場所は。分かりました。

あそこ、前から地域の人が駐車場として活用していたと思うんですけども、今までは、収入として貸付けはしていなくて自由に使えていたということなんですか。今回初めてここに貸し付けしますよということを改めて言ったんですか。

○油井光晴管財課長 今回初めてということではなくて、今年度はもう11台で、昨年度も15台お貸ししています。

増減は、やっぱり学校の先生が借りていらっしゃると思いますので、人事異動で減ったりとかという形になります。

今回初めてということではなくて、こういう土地はずっと有料で貸し出すという形でやっております。

○深田ゆり子委員 その東小川の駐車場以外に貸し付けている金額が326万5,000円ということが計上されておりますけれども、ほかにはありますか。この東小川の駐車場だけで326万円分なんでしょうか。

○油井光晴管財課長 ほかにも貸している土地がございまして、そちらは1台幾らじゃなくて、この土地を幾らということ貸しています。

内容的には、例えばアトレ焼津の管理組合のその住居している方の駐車場用地として貸していたりとか、あとは社会福祉法人に貸していたりとか、あとは運送会社さんとかということで、貸出しをしております。その合計が今回の収入ということになります。

以上です。

○岡田光正委員 それで、僕、それもメモってあったので、この土地を貸し付けて、本来、土地取得事業、この中でいわゆる所有しているというのは、何か変な感じがしたのだから、その辺、ちょっとすみ分けが分からなかったものですから、昨年研究しながらあれっと思ったんだけど、土地開発公社の問題もあるし。

実際のところ、ここで土地取得会計って、市有地を買うための特別会計だよ。そこがいわゆる財産を持っている格好になっているようなことだよ。収入としてもらっているということは、だけど、これ自体、固定資産として土地を持っているわけじゃないじゃん。

なので、ここに入っていいのか、それとも、総務の雑収のほうに入るのか。その辺のすみ分けがちょっと分からなかったものですから、その辺、教えてもらえるかなと思って。

○油井光晴管財課長 この会計は実証会計でして、取得はこの会計を使っておりますので、ここで貸出しをして収入となった今回の貸付料は、この会計の中に入れていくという形になります。

そうすると、持っている土地というのは代替地として主に持っている土地でございまして、将来的に活用も可能なんですけど、その間、遊ばせておくわけにはいけませんので、

今回みたいに駐車場で貸したりとかということは可能であります。

以上でございます。

○岡田光正委員 だから、それは分かるんだよ。

でも、本来、この取得会計だけで動かしているとすれば、土地があるわけないんだよね。そういうことでしょう。保有しているわけじゃないよね、この財産の中で。これは市の土地になっているわけでしょう。だから、単純にその貸付収入が、この取得の中で動いていていいのかな。

一旦ここで事務的なことをやるんだよとしたら、開発公社がやるのかもしれないし、そういったような考え方を以前ならしていたはずだと思うんだけど、本来なら取得事業費だけ動くというのが、これ、この特別会計でしょう、違うの。

だから、何で貸付けの収入がここで出てくるのか、総務の雑収でなくて。その辺の部分、ちょっと疑問だもんで教えてください。

○油井光晴管財課長 一般会計のほうの雑収に入れるものについては、一般会計で取得している例えば普通財産とか、いうのはそちらへ入ります。こちらは、土地会計、特別会計ですので、こちらで取得した土地は土地会計の中の財産となりますので、そこで今回みたいに貸付けをしていますよというところの収入がここへ入ってくるというすみ分けをしています。ですので、開発公社は公社でまた別になっています。そこで開きができています。

以上でございます。

○岡田光正委員 その違いがどうしても理解できないんだよね。基本的に、だって、土地取得会計の中に資産がないんだから。資産があるの。この残高はどこにあるんです。

○油井光晴管財課長 今回の予算の中に土地がどれくらいあるかというのは出てこないんですが、決算の決算書の中に土地取得事業で取得している会計という一覧表が入っていますので、そこで確認を取れると思います。

○岡田光正委員 ということは、何坪かあると。

○油井光晴管財課長 あります。29件くらいございます。

○岡田光正委員 了解です。

○松島和久委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第3号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第3号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は2ページ、議案書のほうですね。議案書の2ページ、参考資料も2ページです。

それでは、議第20号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○内田修司委員 本件は、任期付職員の中の特定任期付職員という者について、給与等についての規定を変更するというものだと思うんですが、特定というところが、たしか条件があって、特定の技能なり何なりを持ってということじゃなかったかなと思うんですけど、それで正しいですかね。

○萩原雅頭人事課長 特定任期付職員という者でございますけれども、高度な専門的な知識、経験、または優れた見識を有する者。その方々を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事される場合に、この制度を使うとしております。

具体的な例といたしましては、弁護士や医師など、そういった者を想定しております。以上でございます。

○内田修司委員 ありがとうございます。

それで、現在は、そのような、いらっしゃるのか。あと、来年度予算で何かそういった者を想定されるのかどうか。その辺りを教えてください。

○萩原雅頭人事課長 今、特定任期付職員は在職しておりません。

ただ、将来的になんですけれども、最近は業務執行において、法律的な相談が多様化、複雑化しております。職員の法務能力の向上など組織全体の法務力の強化が必要と考えておまして、弁護士を特定任期付職員として採用するということが想定されております。

以上でございます。

○内田修司委員 了解です。

○松島和久委員長 ほかに。

○深田ゆり子委員 具体的に、その斜線の一番下の100分の120とあるのは100分の162.5とするということなので、金額的には幾らから幾らにするんですかね。

○萩原雅頭人事課長 例えばですけれども、こちらの特定任期付職員の1号給の方の場合なんですけど、現行100分の120で46万3,500円のところを、今回改定しようとしております162.5で計算しますと62万7,656円。差額にしまして16万4,156円の差額、その分、上がるというような試算をしております。

以上でございます。

○松島和久委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第20号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第20号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に、議第21号「焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は3ページ、参考資料も3ページです。よろしいでしょうか。議案書3ページ、資料も3ページ。

それでは、議第21号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 今回の条例改正するに当たって、25条とか27条で……。26条とか27条ですね。こういうことをしなければいけないということがありますけれども、実際には、どんな職場で課でこういうことが必要になるのでしょうか、行われるのでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 この内容につきましては、育児休業に関する制度のほか、育児休業の承認の請求先ですとか、あと手当金、これの給付に関する事とか、あと職員が育児休業の期間に負担すべき社会保険料の取扱いとかを職員に周知させるということで、現在もこちらの説明のほうは行っているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 特に、ありがとうございます、27条の(1)(2)(3)というのは、実際に職員に対する育児休業に係る研修の実施とか、どういうふうにやっているのか。

育児休業に関する相談体制の整備ってありますけど、焼津市ではどこが相談体制になっているのか。

そのほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置というのはどういうことなのか、お聞きしたいんですが。

○萩原雅頭人事課長 まず、1号の研修に関する関係ですけれども、新規採用職員の研修において、焼津市で制定しておりますワーク・ライフ・バランス推進計画、こういったような計画の説明をしております。

また、管理職員に対する意識啓発のための研修というのも、今後考えていきたいというふうに思っております。

次に、(2)の相談体制でございますけれども、窓口は人事課内に窓口を設けておまして、人事課の職員が対応するというような体制を取っております。

最後の勤務環境の整備に関する措置につきましては、人事課のほうで職員の育児休業の取得に関する事例の収集や職員に対する事例の提供、それと、職員に対する育児休業に関する制度や育児休業の取得促進に関する方針の周知というものを行っております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 じゃ、既にやっていることを条例化に、実際このように書いたということでもよろしいですか。

○萩原雅頭人事課長 おっしゃるとおりでございます。これにつきましては、既に人事課のほうで行っていることが明文化されたというようなことでございます。

○深田ゆり子委員 了解。

○池谷和正委員 深田委員の質疑に同じようなこと、中身についてなんですけど、実際、今この条例ができる前の段階で、育児休業、女性が主だとは思いますが、男性でも

あるのかというのと、何人ぐらいの職員が今育児休業を取られているのかというのを、ちょっと現状を教えてください。

- 萩原雅頭人事課長 本年度の育児取得者についてになりますけれども、本年度、育児休業をした職員が31人、これは、過年度から本年度にかけて取得された方と、本年度から取得をし始めた方も含めての人数でございます。

本年度、男性の育児休業、1か月間ですけれども、1名いらっしゃいます。もう既に取り終えてはいらっしゃいますけれども1名と。

- 池谷和正委員 1名。

- 萩原雅頭人事課長 はい。

以上でございます。

- 松島和久委員長 ほかにありますか。

- 深田ゆり子委員 今、池谷委員の質疑の中でちょっと確認したいんですけど、育児休業というのは、今、ゼロ歳から1歳になるまでが産休になるのかしら、育休になるのかしら。公務員の場合は3歳まで取得できるかと思うんですけど、実際はどういう育児休業の取り方をされているんでしょうか。多いの、実際。

- 萩原雅頭人事課長 期間ということによろしいでしょうか。今年度の場合、先ほど申し上げました31人の内訳でございますけれども、1年未満が8人、1年以上2年未満が16人、2年以上が7人というような状況でございます。

- 深田ゆり子委員 分かりました。了解。

- 松島和久委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第21号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第21号は、これを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

これで、総務文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

閉会 (11:00)